

第1章 総則

1. 1 背景・目的等

(1) 背景

- 平成23年の東日本大震災では、被災地方公共団体に対する広域応援として、全国知事会等による被災者の救援・救護や、人員の派遣等が実施された。受援側の地方公共団体では、複数の要請ルートがあることによる混乱や、受援内容を定めていなかったことによる調整困難などの課題が発生した。
- また、平成28年熊本地震では、国のプッシュ型支援¹による物資の円滑な受入れと被災者への供給や、多くの地方公共団体等から派遣される応援職員の受入れ体制など、受援に係る課題が明らかとなった。
- これらの課題を踏まえ、内閣府は、都道府県・市町村における受援体制の整備や、受援業務の整理等について示した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月）（以下、「内閣府ガイドライン」という。）をとりまとめた。
- 一方、本県では、平成26年の御嶽山の噴火及び長野県神城断層地震、平成27年4月頃から火山性地震が増加している浅間山の噴火、平成26年台風8号による南木曽町の土石流災害、あるいは県内各地で最深積雪を更新、交通網が寸断した平成26年2月豪雪による災害などに見られるように、地震災害、火山災害や近年増加傾向にある激しい気象による災害が、今後も発生することが懸念されている。
- また、本県第3次地震被害想定調査においては、糸魚川－静岡構造線断層帯の地震や、平成23年の東北地方太平洋沖地震級の南海トラフの巨大地震を想定し、今後の効果的な防災・減災対策を推進することとしている。
 - ・糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体(Mj8.5)、北側(Mj8.0)、南側(Mj7.9))²
 - ・長野盆地西縁断層帯の地震 (Mj7.8)
 - ・伊那谷断層帯（主部）の地震 (Mj8.0)
 - ・阿寺断層帯（主部南部）の地震 (Mj7.8)
 - ・木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震 (Mj7.5)
 - ・境峠・神谷断層帯（主部）の地震 (Mj7.6)
 - ・想定東海地震 (Mw8.0)³
 - ・南海トラフ巨大地震（基本ケース(Mw9.0)、陸側ケース(Mw9.0)）
- さらに、県内を流れる国管理の千曲川・犀川及び天竜川については、浸水想定区域図が平成28年に更新され、従来想定してこなかった想定最大規模の降雨による浸水への対応が求められている。

¹ プッシュ型支援：国が被災都道府県からの具体的な要請を待たずに、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送すること。

² Mj（気象庁マグニチュード）：地震時の地面の動き（変位）の最大値から計算される、地震の規模を表す指標。

³ Mw（モーメントマグニチュード）：地震時の岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）に基づき計算される、地震の規模を表す指標。

(2) 目的

- 本県では、大規模災害発生時において、被災市町村が、県や被災していない県内市町村の支援のみでは十分な応急・復旧活動や被災者支援を実施することが困難となった場合に備え、県が全国的な応援を円滑に受け入れ、被災市町村を支援できるよう、長野県広域受援計画（以下、「広域受援計画」とする）を策定することとした。
- 広域受援計画では、支援を必要とする業務、担当課、受援窓口、市町村・関係機関等との調整の流れ及び必要な手続きを明確化することにより、所管部局間の連携、一貫した指揮系統、関係機関への支援要請の迅速な伝達を実現し、多方面からの人的・物的支援を十分に活かすことを目指す。
- 広域受援計画の策定にあたり、平成29年10月から平成30年2月にかけ、長野県広域受援計画基本構想検討委員会及び同専門部会（3部会：救助活動専門部会、人的支援専門部会、物的支援専門部会）を各3回開催し、専門的・技術的見地からの助言等を踏まえ、広域受援計画の基本的な考え方を示す長野県広域受援計画基本構想（以下、「基本構想」とする。）を策定した（第5章参照）。
- 基本構想では、大規模災害の発生時において、国や他都道府県等から外部支援を適切に受けるため、必要となる広域防災拠点の配置ゾーン、拠点機能・規模や候補施設の選定等に係る基本方針を定める。【→「第2章 広域防災拠点計画の基本方針」参照】
- また、基本構想では、長野県市町村災害時相互応援協定による支援や県による支援の人的・物的リソースを大幅に超過した場合に、他都道府県や市町村等からの外部支援を適切に受けるため、県外からの支援が必要な機能別に対策の基本方針を定める。【→「第3章 機能別活動計画の基本方針」参照】

(3) 対象地域

- 広域受援計画の対象地域は、長野県内全域とする（図1-1）。

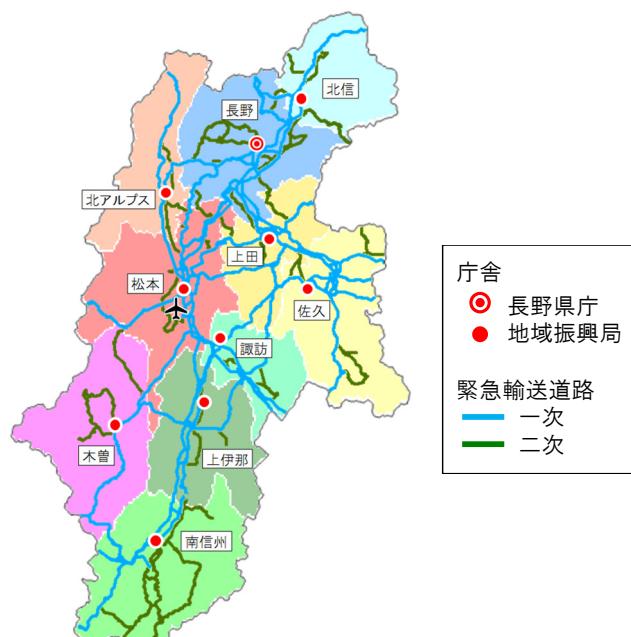


図1-1 長野県管内図

1. 2 広域受援計画の位置づけ

(1) 広域受援計画と各種防災計画の関係

- 現在、本県においては災害対策基本法に基づく法定計画である地域防災計画のほか、任意計画である業務継続計画、職員の応急対策活動マニュアルなどの各種の計画・マニュアル等を運用している。
- 受援対象とする業務は、想定される災害対応の規模と、現有の人的・物的リソースを踏まえ、長野県業務継続計画に定められた非常時優先業務の中から選定する。また、復旧・復興業務についても、必要に応じて受援対象とする（図1-2）。
- 広域受援計画は、大規模災害発生時において、被災市町村が、県や県内の非被災市町村の支援のみでは十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、県が全国的な応援を円滑に受け入れ、被災市町村を支援できるよう策定するものである（図1-3）。
- 県の受援体制については、内閣府ガイドラインを踏まえ、現行の長野県地域防災計画に基づく県災害対策本部「本部室」との役割分担を精査した上、「応援・受援本部」に相当する組織の県災害対策本部内への位置づけを検討する（図1-4）。

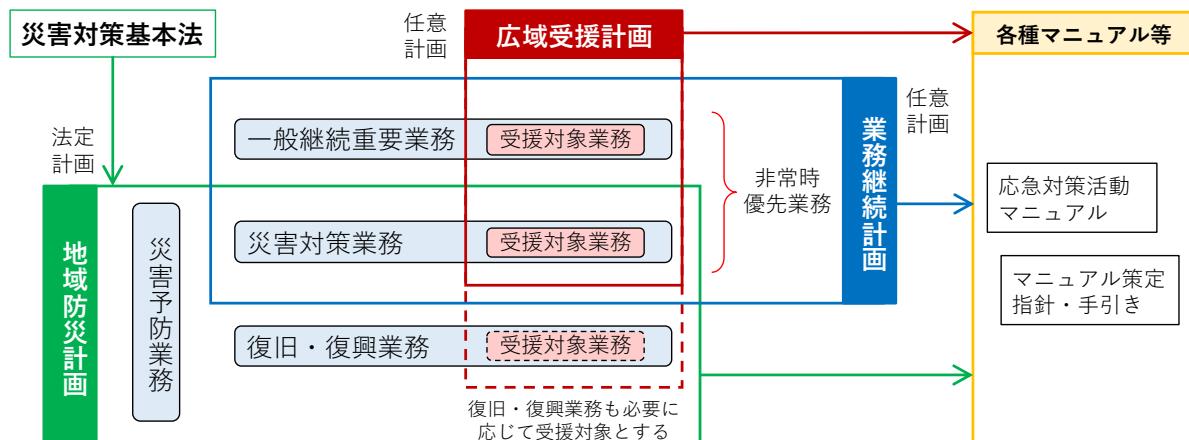
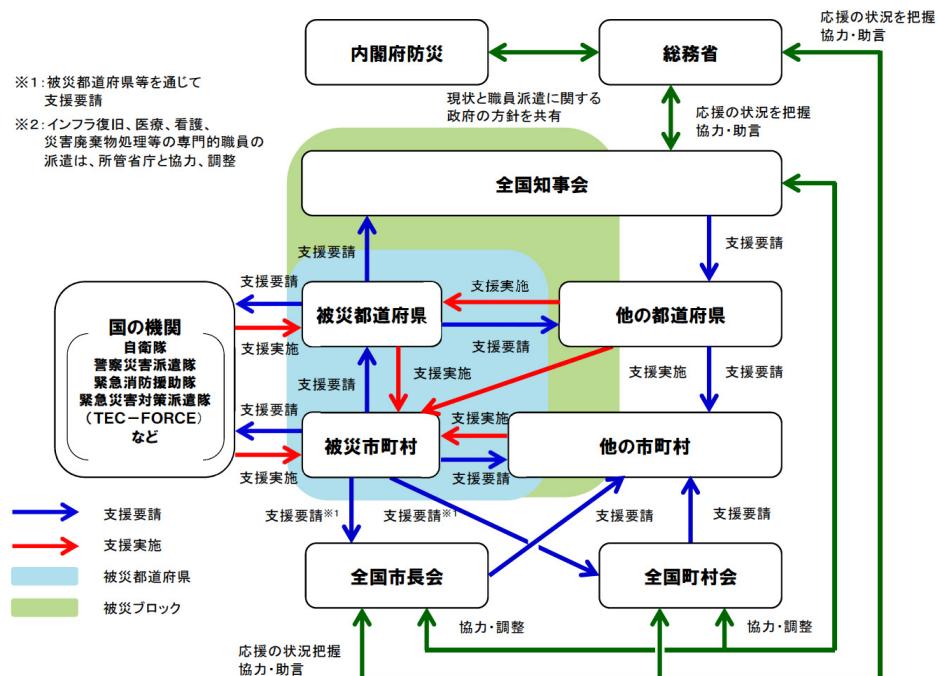


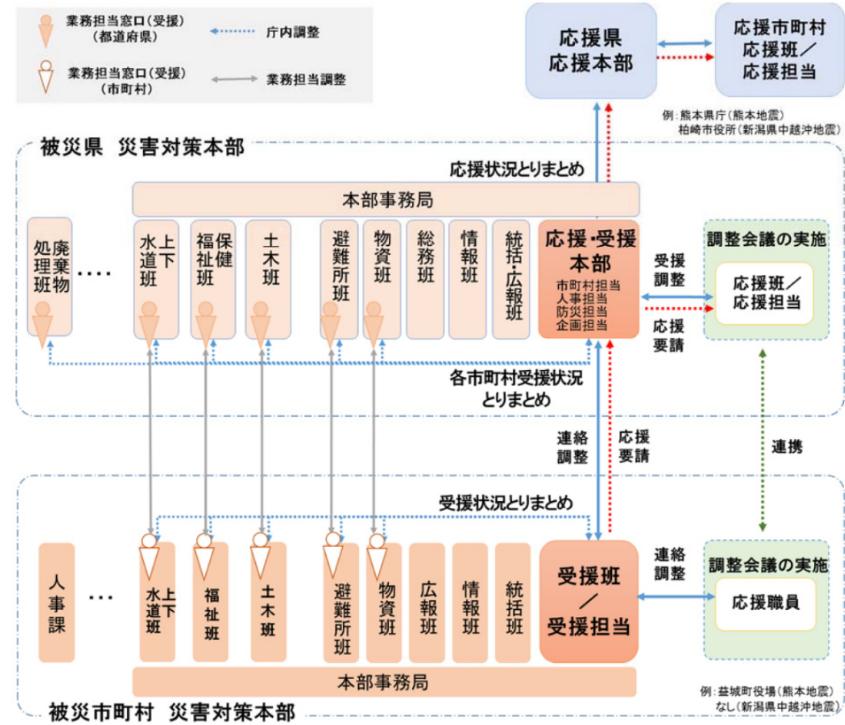
図1-2 広域受援計画と県の防災関連計画の関係



出典)「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ」(第4回)

資料 1-1 市町村への応援と支援に関する補足資料

図 1-3 災害時における支援のイメージ⁴



出典)「地方公共団体のための災害時支援体制に関するガイドライン」(内閣府、平成29年3月)

図 1-4 県及び市町村の受援体制のイメージ

⁴ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（図中）：大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を実施する、全国の国土交通省各地方整備局等の職員で構成される専門部隊。

(2) 広域受援計画の構成

- 広域受援計画は、「広域防災拠点計画」及び「機能別活動計画」から構成されるものとする（図1-5）。
- 広域防災拠点計画では、地方公共団体及び関係機関と調整の上、想定災害（地震、風水害、火山災害等）、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺地方公共団体との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域防災拠点を選定する（県地域防災計画風水害対策編 第2章 第5節 第3「7 広域防災拠点の確保」に相当）。
- 機能別活動計画では、県による支援や県市町村災害時相互応援協定による支援の人的・物的リソースを大幅に超過し、県外からの支援が必要な業務を機能別に整理し（救助・消防・救命活動、緊急輸送ルートの確保、人的支援（応援職員の受け入れ）、物的支援、医療・保健・福祉活動、燃料調達）、業務の具体化や、対応の流れ及び調整窓口の明確化を行う。
- 県内のリソース不足等に伴う県外への広域避難や災害廃棄物等の広域処理など、他都道府県内において実施される応援についても本計画で扱うこととする。

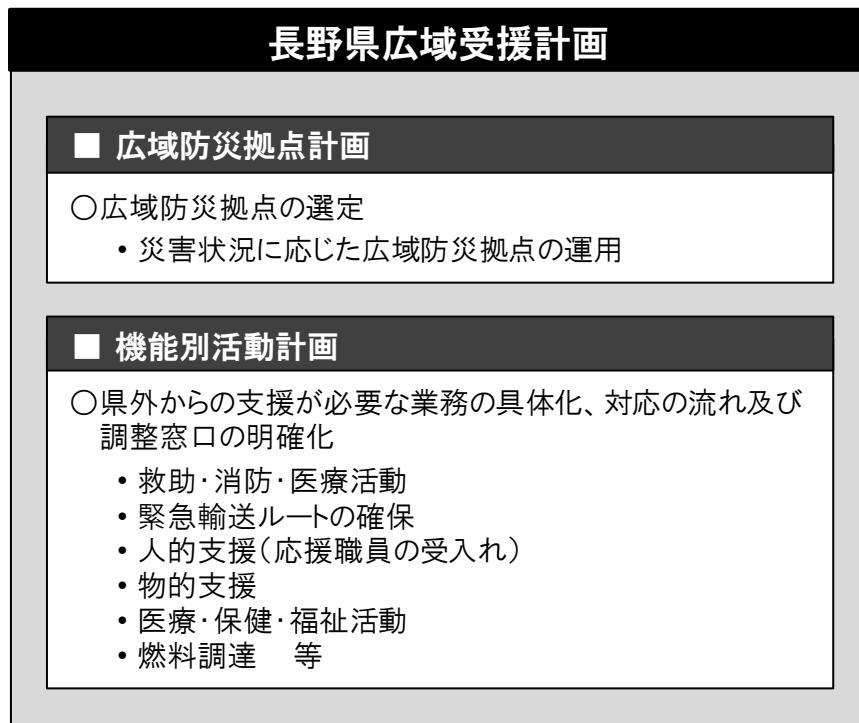


図1-5 広域受援計画の構成

1. 3 対象とする災害

(1) 対象とする災害の規模

- 広域受援計画においては、外部支援を受けるような状況を想定することから、原則として県内市町村及び県のみでは対応が困難な大規模災害を対象とする（図1-6）。
- ただし、より規模の小さい災害における受援にも柔軟に対処できるよう、広域受援計画の部分的な適用を可能とするよう留意する。

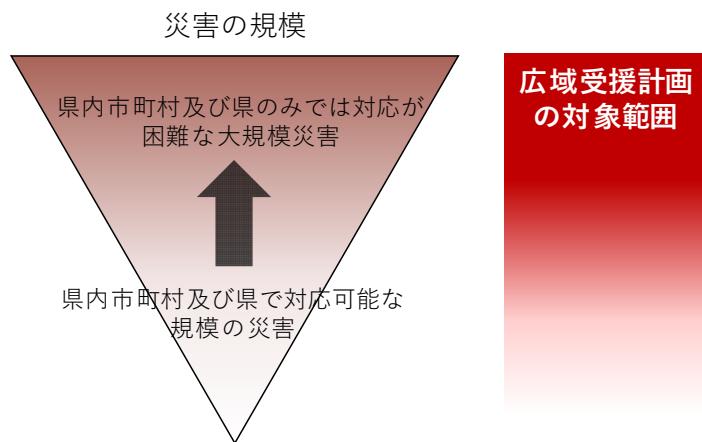


図1-6 広域受援計画の前提となる災害の考え方

(2) 想定災害

- 外部支援を受けるような、以下の大規模地震災害、風水害、火山災害（表1-1～表1-3）を想定する。

表1-1 想定災害（地震災害）

想定災害	出典
① 長野盆地西縁断層帯の地震(Mj7.8) ② 糸魚川一静岡構造線断層帯の地震(全体(Mj8.5)) ③ 伊那谷断層帯(主部)の地震(Mj8.0) ④ 南海トラフの巨大地震(陸側ケース、冬)(Mw9.0)	長野県第3次地震被害想定調査 (図1-7、表1-4)
○首都直下地震 ・緊急対策区域指定市町村(南佐久郡 川上村、南相木村、北相木村)に対する支援の実施を想定	内閣府「首都直下地震緊急対策区域」(平成27年3月31日現在)

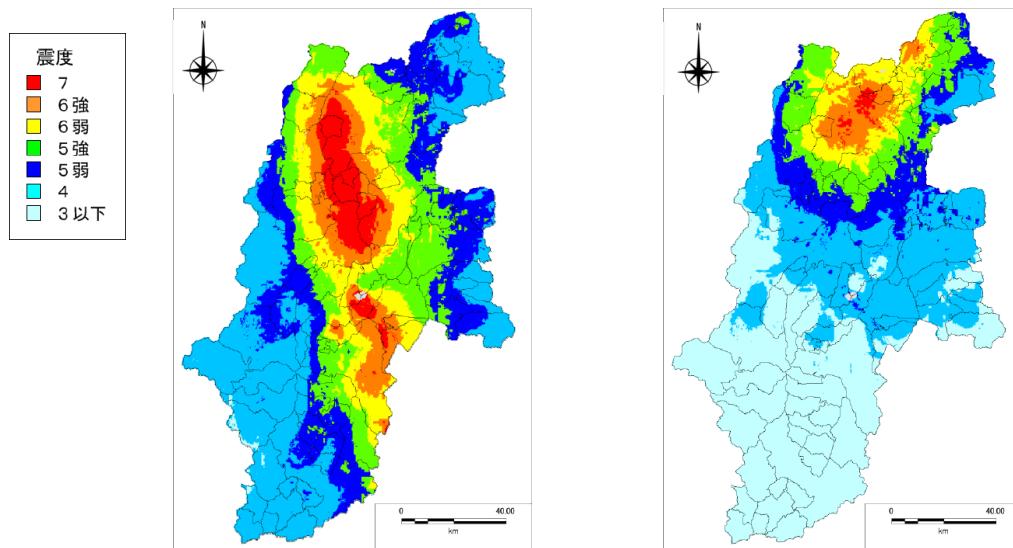
表 1-2 想定災害（風水害）

想定災害	出典
○千曲川・犀川浸水想定(想定最大規模)	国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所 「信濃川水系信濃川(千曲川)浸水想定区域図」 「信濃川水系犀川浸水想定区域図」
○天竜川浸水想定(想定最大規模)	国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所 「天竜川水系天竜川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」

表 1-3 想定災害（火山災害）

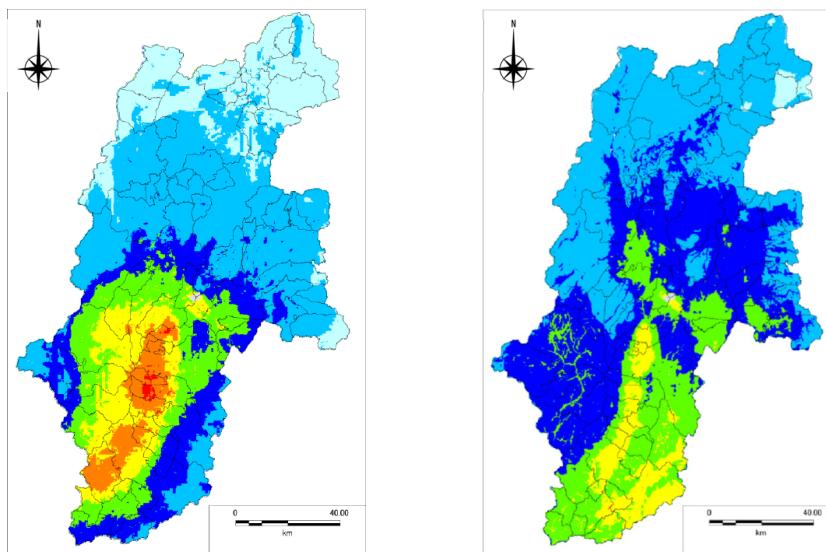
想定災害	出典
①浅間山 ・大規模噴火(天明・天仁噴火と同規模) ・融雪型火山泥流	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所「浅間山火山防災マップ」
②焼岳 ・マグマ噴火(噴火警戒レベル4・5)	松本市「焼岳火山防災基本図」
③乗鞍岳 ・剣ヶ峰周辺を噴火口とした場合の噴火	岐阜県「乗鞍岳火山防災マップ」
④御嶽山 ・噴石、火碎流、火碎サージ、融雪型火山泥流予想図	御嶽山火山防災協議会 「御嶽山火山ハザードマップ」
⑤草津白根山 ・噴石、火山灰、土石流、泥流、火山ガスの危険区域	草津町・嬬恋村・長野原町・六合村 「草津白根山火山防災マップ」
⑥新潟焼山 ・噴石、降灰、火碎流、融雪型火山泥流予想図	糸魚川市 「下早川地区の融雪型火山泥流(想定図)」「上早川地区の融雪型火山泥流(想定図)」

- その他の想定災害や、激しい気象（豪雪等）、土砂災害等による災害などについては、上記の想定災害で検討した機能・規模を有する広域防災拠点の活用を基本とする。各種災害の特徴を踏まえて不足する機能がある場合には、追加を検討する。



糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)

長野盆地西縁断層帯の地震



伊那谷断層帯(主部)の地震

南海トラフの巨大地震(陸側ケース)

図 1-7 長野県第3次地震被害想定による震度分布

表 1-4 第3次被害想定によるエリア別被害想定 (糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体))

地区	広域圏	全壊・焼失棟数 ^{※1}	死者数 ^{※2}	重傷者数 ^{※3}	避難所避難者数 ^{※1}
北信地区	北信	0	0	10	260
	長野	21,080	860	3,900	42,860
中信地区	大北	4,270	280	1,100	7,930
	松本	36,880	1,600	6,740	64,100
	木曽	0	0	0	0
東信地区	上小	7,820	2,120	1,740	17,780
	佐久	30	0	50	1,190
南信地区	諏訪	24,770	1,980	4,690	40,400
	上伊那	3,060	210	930	9,100
	飯伊	0	0	20	170
計		97,940	7,060	19,210	183,770

被害が最大となるケースの想定値：

※1 冬 18 時・強風時 ※2 夏 12 時・強風時 ※3 被災 2 日後、冬深夜・強風時

1. 4 受援の必要性

(1) 長野県における受援の必要性

- 県内 77 市町村のうち半数を超える 43 町村で人口 1 万人以下と、規模が小さい市町村が多く（図 1-8）、災害によって市町村の行政機能が壊滅状態となる可能性がある。長野県市町村災害時相互応援協定によって、県内リソースの融通で対応可能な場合も、県が被災市町村の災害時事務を支援する場合が想定される（図 1-9 ②③）。
- 特定の災害による道路機能のまひ、低下によって、集落、地区、市町村単位での孤立が想定される。土砂災害時の人命救助や道路啓開など、広域応援部隊の受け入れが必要となる場合が想定される（図 1-9 ①）。
- 複数の市町村において被害が大きく、現在の人的、物的リソースが大幅に不足し、市町村では対応が困難な状況が想定される。県が市町村の支援要請をとりまとめるとともに、県外からの支援の申し出との調整を図る（図 1-9 ②③）。
- 被害規模が大きい場合、国によるプッシュ型の支援物資が供給されるため、県は広域物資輸送拠点において支援物資を受け入れるとともに、市町村の地域内輸送拠点に配分・輸送する（図 1-9 ①）。

以上のような受援が想定されることから、広域応援の受け入れ拠点の整備及び受援対象業務の整理が必要である。

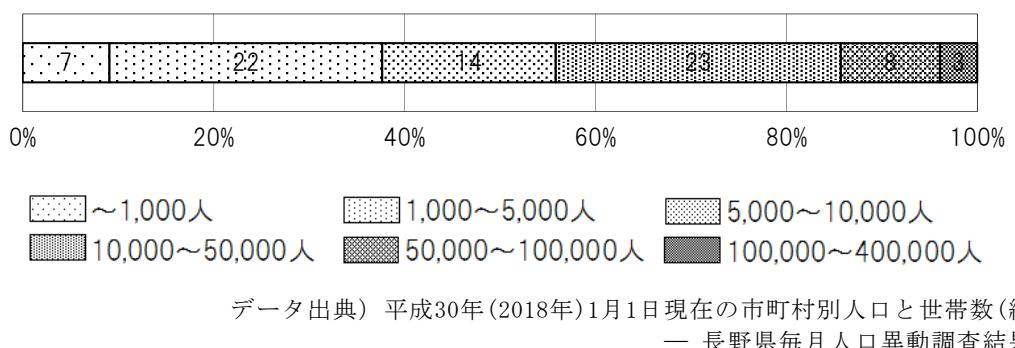
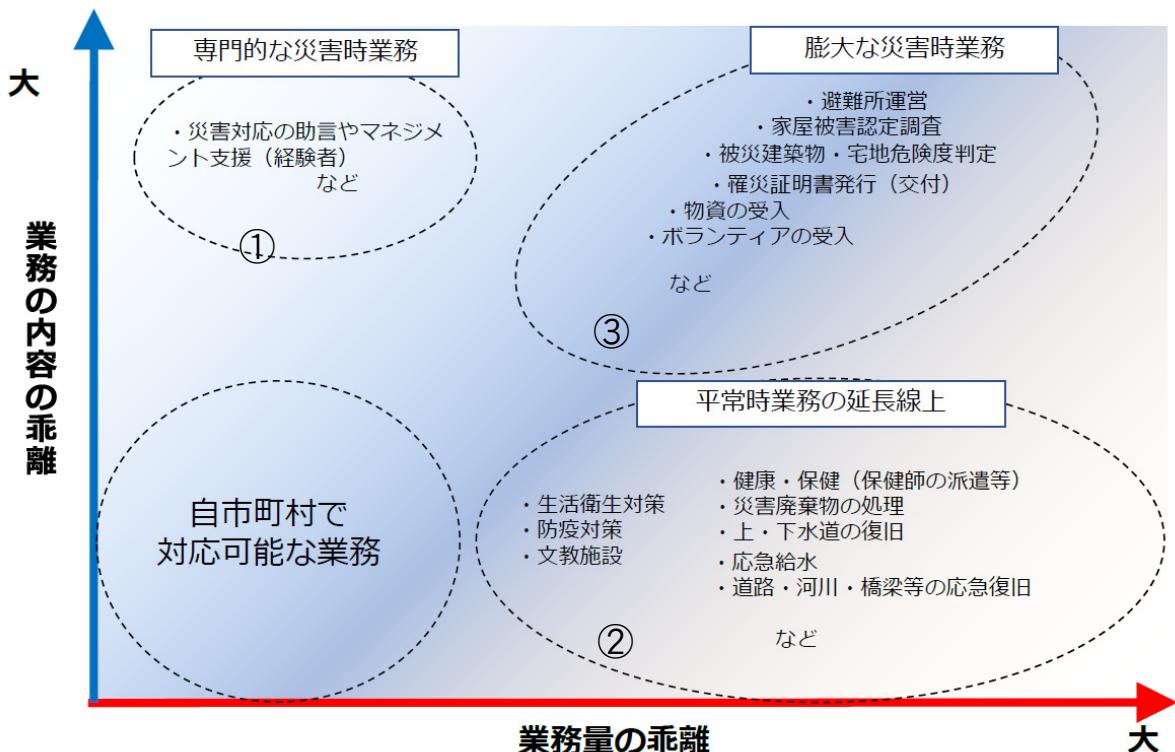


図 1-8 長野県内の人団ごと市町村数（平成30年1月1日現在）



出典)「地方公共団体の受援体制に関する検討会」(第4回)

資料2「災害時における受援体制に関するガイドライン(仮称)素案について」に加筆

図1-9 受援対象業務の整理イメージ

(2) 受援内容・規模の整理

- 選定した受援対象業務のうち、受援規模を算出できる業務については、既往検討における原単位を参考にしながら、人的・物的支援の必要最大規模を算出する。

(3) 広域受援計画の適用基準

- 長野県地域防災計画に定める災害応急対策の活動体制のうち、「非常体制」、「緊急体制」及び「全体体制」がとられたとき、受援計画に基づき行動を開始する(表1-5)。

表1-5 県の災害応急対策活動体制と広域受援計画の適用

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	計画の適用
警戒一次体制	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。（警戒二次体制以降に継続するための事前対策） ○危機管理部長が必要と認めた場合、増員を行う。 	右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時又は危機管理部長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	<ul style="list-style-type: none"> ○県下に震度3の地震が発生した時 ○県下に震度3未満の東南海・南海地震が発生した時（単独で発生した時も同様） ○大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ○火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）発表時＜レベル未導入の火山においては火口周辺警報（火口周辺危険）発表時＞ ○県内の市町村で住民に対し避難準備・高齢者等避難開始が発表された場合（危機管理部は班体制） ○災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた時 	—
警戒二次体制	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生前の体制で、各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。 	右の基準に該当した時から、危機管理部長が配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	<ul style="list-style-type: none"> ○県下に震度4の地震が発生した時 ○火口周辺警報（噴火警戒レベル3、入山規制）発表時＜レベル未導入の火山においては火口周辺警報（入山危険）発表時＞ ○県内の市町村で住民に対し避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合 ○以下のいずれかの状況下で危機管理部長が必要と認めた時 <ul style="list-style-type: none"> ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・重大な災害が発生するおそれのある時 ・その他必要と認めた時 	—
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒二次体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いうる体制とする。 	右の基準に該当した時から、知事が配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	<ul style="list-style-type: none"> ○県下に震度5弱及び5強の地震が発生した時 ○大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時 ○長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった時 ○噴火警報（噴火警戒レベル4、避難準備） ○以下のいずれかの状況下で知事が必要と認めた時 <ul style="list-style-type: none"> ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・激甚な災害が発生するおそれのある時 	○
緊急体制	○災害発生後の体制で、非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制をとる。	右の基準に該当した時から、知事が配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	<ul style="list-style-type: none"> ○県下に震度6弱の地震が発生した時 ○噴火警報（噴火警戒レベル5、避難）発表時＜レベル未導入の火山においては噴火警報（居住地域厳重警戒）発表時＞ ○大規模な災害が発生した場合、県下全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で知事が必要と認めた時 	○
全体体制	<ul style="list-style-type: none"> ○県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 ○災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。 	右の基準に該当した時から、知事が配備の必要がないと認めた時又は他の体制移行した時まで。	<ul style="list-style-type: none"> ○県下に震度6強及び7の地震が発生した時 ○南海トラフ地震が発生した場合 ○南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された場合 ○県下全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、知事が必要と認めた時 	○

出典)長野県地域防災計画 風水害対策編 第3章第3節 非常参集職員の活動に加筆